

第6章

文化財の保存と活用に関する 方針と取組

- 1 文化財の保存と活用に関する将来像
- 2 文化財の保存と活用に関する目標と方針
- 3 文化財の保存と活用に関する取組

1 文化財の保存と活用に関する将来像

本市総合計画では、「それぞれの地域の個性や魅力的で豊かな資源を生かしつつ、共に力を合わせ市民自らの手でまちを創り出し、産業経済活動が活性化し、地域全体が元気でにぎわいのあふれる自立的なまちを目指す」としています。

総合計画が目指すまちを実現するため、「文化財はどのような役割を果たすことができるのか」という視点から、地域計画では文化財の保存と活用に関する将来像を次のとおり定めます。

将来像

「文化財を生かしたうるおいとにぎわいのまち」

2 文化財の保存と活用に関する目標と方針

(1) 基本目標と方針

本市の文化財を取り巻く課題に向き合い、確実に目指すべき将来像を実現するために、以下のとおり4つの基本目標を定めます。これらは総合計画の政策である「未来を創造するひとをつくるまち」及び「活力とにぎわいのあるまち」を実現化するための文化財行政としての目標であり、個性豊かなまちを舞台に、若い世代から高齢者まで誰もが生き生きと暮らしていけるまちを目指しています。

なお、これらの基本目標は、「滋賀県文化財保存活用大綱」に示す保存・活用の5つの柱のうち、「(1)文化財の調査、指定、保存管理の計画的、確実、着実な推進」、「(2)みんなで文化財の保存継承を支え合う地域づくり・人づくり」、「(3)文化財の多種多様な活用推進」に対応するものです。

- I 文化財の把握と掘り起こし
- II 地域住民による文化財の保存・継承
- III 連携・協働による活用の推進
- IV 文化財を生かしたまちづくりの実践

また、本市の目指すべき将来像を実現するため、第5章で抽出した様々な課題の克服を方針に据え、それに基づいた取組を実施していきます。

これらの方針に基づく各種取組がそれぞれ作用し、本市が有する多様な文化財相互の関係を踏まえた一体的・総合的な取組を展開していくことで、将来像「文化財を生かしたうるおいとにぎわいのまち」を目指します。

基本目標Ⅰ 文化財の把握と掘り起こし

本市に所在する多種多様な文化財を保存・活用するには、その文化財がもつ価値や魅力を正しく理解する必要があります。しかし、調査機会や指定等の状況に偏りがあり、本市の文化財を正確に把握できているとは言えません。地域ごと、類型ごとの不均衡を均し、文化財の掘り起こしとその価値の把握に努めます。

【調査に関する方針】

- ・文化財類型や地域バランスを考慮した調査計画を作成します。(課題(1)－①)
- ・地域文化財の掘り起こし及び無形文化財や民俗文化財、記念物等、調査が進んでいない分野の詳細調査を進めます。(課題(1)－②)
- ・指定等文化財の現況を把握し、文化財データベースの充実を図ります。(課題(1)－③)

基本目標Ⅱ 地域住民による文化財の保存・継承の推進

暮らしの中で生まれた文化財は地域の個性を表す存在であり、将来にわたって適切に保存・継承していかななくてはなりません。しかし、所有者の経済的負担や後継者不足から、保存・継承が難しくなっています。文化財所有者・継承者の負担を軽減し、地域全体で保存・継承に取り組んでいけるよう、環境整備や仕組みづくりに取り組みます。

【保存管理に関する方針】

- ・保存管理計画を策定し、文化財ごとの計画的な保存管理を推進します。(課題(2)－①)
- ・文化財を保存する周辺環境の整備を進めます。(課題(2)－②)
- ・文化財所有者の負担を減らし、文化財の保存・継承を進めます。(課題(2)－③)

【ひとづくりに関する方針】

- ・文化財所有者、担い手等への継承支援を強化します。(課題(4)－①)
- ・文化財を守り、活用指導できる文化財保護指導員を育てます。(課題(4)－②)

【組織・体制に関する方針】

- ・文化財保存活用支援団体の導入を図ります。(課題(5)－①)
- ・文化財所有者の経済的負担を軽減するため、財源確保の取組を推進します。(課題(5)－③)

基本目標Ⅲ 連携・協働による活用の推進

地域に残る文化財を適切に活用していくことができるのは、その地域に暮らす人びとです。現在でも、まちづくり協議会や歴史団体等によって文化財を活用した取組が行われていますが、より積極的に活用するには、多様な人びとが関わることができる仕組みが必要です。各種団体と連携・協働しながら、文化財の適切かつ積極的な活用を図ります。

【活用に関する方針】

- ・文化財の価値を伝える設備の整備を推進します。(課題(3)－①)

- ・文化財の更なる活用を図ります。(課題(3)－②)
- ・文化財を活用した地域での取り組みを支援します。(課題(3)－③)
- ・地域や小中学校等への歴史学習等、文化財に触れられる機会を提供します。
(課題(3)－④)
- ・文化財を活用した観光振興に取り組みます。(課題(3)－⑤)

【ひとづくりに関する方針】

- ・文化財所有者、担い手等への継承支援を強化します。(課題(4)－①)
- ・ボランティアガイド、サポーター等の人材を育てます。(課題(4)－②)

【組織・体制に関する方針】

- ・様々な人が連携、協働できる体制・仕組み作りに取り組みます。(課題(5)－②)
- ・文化財担当課だけでなく、関係課と連携・協力した庁内体制を構築します。(課題(5)－②)
- ・文化財所有者の経済的負担を減らす新たな財源確保に努めます。(課題(5)－③)

基本目標Ⅳ 文化財を生かしたまちづくりの実践

文化財に触れ、身近に感じることで、文化財の価値や地域の良さを理解することができます。歴史文化に触れる機会の創出や、文化財に関する情報を定期的に提供することで、文化財を生かしたまちづくり活動を支援します。

【活用に関する方針】

- ・文化財の更なる活用を図ります。(課題(3)－②)
- ・文化財を活用した地域での取り組みを支援します。(課題(3)－③)
- ・文化財を活用した高齢者福祉に取り組みます。(課題(3)－④)

【ひとづくりに関する方針】

- ・文化財保存活用団体の育成及び活動支援を行います。(課題(4)－③)

【組織・体制に関する方針】

- ・様々な人が連携、協働できる体制・仕組み作りに取り組みます。(課題(5)－②)
- ・文化財担当課だけでなく、関係課と連携・協力した庁内体制を構築します。(課題(5)－②)

【情報発信に関する方針】

- ・文化財に触れられる機会を提供します。(課題(6)－①②)
- ・多彩な手法を用い、文化財に関する情報を提供します。(課題(6)－①②)

3 文化財の保存と活用に関する取組

(1) 取組の考え方

本市の歴史文化の特徴及び保存と活用に関する現状と課題を踏まえ、将来像の実現に向け、地域計画期間中に実施する取組を以下のとおり設定します。これらの取組のうち、緊急性を

要するもの、観光や地域振興等、他の部署の事業との関連で取組の相乗効果が期待できるもの、保存・活用を今後推進していくための土台作りに資するもの等については、今期計画期間における「重点的な取組」と位置付けます。

措置のうち、取組主体の「行政」は東近江市、滋賀県、近隣自治体も含めた広域行政等を指します。「所有者等」は文化財所有者及び管理者を、「地域」は地域住民(まちづくり協議会、自治会等)を指します。「市民団体等」はNPO法人や観光ボランティア団体、保存会等の歴史・環境・まちづくり等に関わる各種団体を指します。「民間」は市内外の民間事業者等を指します。「専門家」は大学等研究機関に属する研究者を指します。

また、財源の「市費」は市の単費予算、「国・県補助」は国の各種補助金(文化財補助金やデジタル田園都市国家構想交付金等、文化庁及び各省庁所管の補助金及び交付金等)及び県の各種補助金、「団体費等」は市民団体等による事業費、「民間」は民間企業等の助成金、クラウドファンディング等を指します。

I 文化財把握と掘り起こしに関する取組

本市に所在する文化財を掘り起こし、その価値や魅力を正確に把握し記録化するため、文化財の掘り起こしや指定等文化財の現況調査を進めます。また、重点的な取組として「文化財指定候補リスト及び調査計画の作成」に取り組み、文化財の計画的な保存・継承のための準備を進めます。

また、保存措置が講じられていない地域文化財や、民俗文化財や記念物、町並み等の調査が進んでいない分野の詳細調査を実施します。

【調査に関する取組】

重点的な取組

I-001 文化財指定候補リスト及び調査計画の作成						
継続/新規	新規					
事業概要	文化財データベースを基に文化財指定候補リストを作成し、種別、地区、文化財のおかれた状況等を考慮した調査計画を立案します。					
取組主体	行政	◎	所有者	○	地域	○
	民間		市民団体		専門家	●
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
財源	市費					
KPI						

I-002 文化的景観の重要景観構成要素の特定						
継続/新規	継続					
事業概要	文化的景観保存調査により特定した景観構成要素を価値づけし、重要景観構成要素に特定します。					
取組主体	行政	◎	所有者	○	地域	○
	民間		市民団体	●	専門家	●
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
財源	市費、国・県補助					
KPI	重要景観構成要素物件数					

通常の取組

No	継続/ 新規	取組の名称と概要	取組主体					計画期間			財源				K P I			
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等		民間		
									前期	後期								
I-003	新規	文化財の掘り起こし 地域住民や市民団等と協働し、方言や伝承、戦争体験等、地域文化財を掘り起こし、文化財データベースの充実を図ります。	◎		●		●	○					→	○				登録件数
I-004	新規	指定等文化財の現況調査 指定等文化財の計画的な保存管理が行えるよう、所有者や地域住民等の協力を得ながら指定等文化財の現況を確認します。	◎	○	○		○	●	←	→				○				情報収集件数
I-005	新規	未指定文化財の詳細調査の実施 文化財指定候補リストに基づき、本市の歴史文化を表す地域文化財の詳細調査を実施します。	◎	○	○			●						→	○	△		調査件数
I-006	継続	市内遺跡発掘調査の実施 市内523箇所を超える埋蔵文化財包蔵地において、開発等に伴う発掘調査を実施し、埋蔵文化財保護と本市の歴史文化の解明に努めます。	◎	○	○	○		●						→	○	○	○	
I-007	新規	民俗調査の実施 急速に失われつつある地域の祭礼や年中行事、伝統行事等の民俗文化を調査・記録し、その保存と価値の解明に努めます。	◎	○	○	○		●						→	○	○	○	
I-008	新規	歴史的まちなみ把握調査 市内の歴史的まちなみを調査し、伝統的建造物群保存地区の候補となるまちなみが良好に残る地域を明らかにします。	◎	○	○	○		●						→	○			
I-009	新規	記念物調査の実施 動物や植物、地質鉱物等、自然史関係の調査を実施し、その保存と価値の解明に努めます。	◎		○	○	○	●						→	○	○		

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)

計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。

→ は基点以降完了までの期間。 ←→ は両矢印の期間内に終わるものを指します。

財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

II 地域住民による文化財の保存・継承に関する取組

文化財の保存・継承については、「保存管理」、「ひとづくり」、「組織・体制」の3つの方針から取組を講じていきます。

保存管理では、文化財を継続して指定していくとともに、修理補助や管理支援等、文化財とその周辺環境の整備に取り組みます。また、ひとづくりでは、文化財保存団体への継承支援や文化財保護指導員の育成を図り、文化財の保存・継承に努めます。組織・体制では、文化財所有者の経済的・心理的負担を軽減させ、確実に文化財の保存・継承が行えるよう、文化財保存支援団体の認定や新たな財源確保に取り組みます。

【保存管理に関する取組】

重点的な取組

II-001 文化財保存活用計画の策定						
継続／新規	継続					
事業概要	既存の文化財保存活用計画(保存管理計画)を改定するとともに、個別の指定等文化財(史跡百済寺境内、重要伝統的建造物群五個荘金堂伝統的建造物群保存地区等)についても保存活用計画を策定し、文化財の適切な保存と活用を図ります。					
取組主体	行政	◎	所有者	○	地域	○
	民間	○	市民団体	○	専門家	●
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
財源	市費、国・県補助					
K P I	文化財保存活用計画策定数					

II-002 重要文化財百済寺本堂の修理補助						
継続／新規	新規					
事業概要	老朽化が進む重要文化財百済寺本堂修理事業に対し、所有者に修理補助を行うことで文化財の適切な保存を図ります。					
取組主体	行政	◎	所有者	●	地域	
	民間		市民団体		専門家	●
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
財源	市費、国・県補助、民間					
K P I						

II-003 整備活用計画に基づく重要文化的景観の計画的な整備						
継続／新規	新規					
事業概要	文化的景観整備活用計画に基づく景観地区内の整備を実施します。					
取組主体	行政	◎	所有者	●	地域	●
	民間		市民団体	○	専門家	●
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
財源	市費、国・県補助					
K P I						

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				K P I		
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間			
									前期	後期								
II-004	継続	新たな文化財の指定・登録 東近江市文化財としての指定、国登録文化財への提案を行い、その保存と活用を図ります。	◎								●							指定・登録 件数
II-005	継続	指定等文化財の保存修理支援 所有者等が行う保存修理に対し、必要な支援を行い、適切な保存管理に努めます。	◎	○	○	○					○		○			○		
II-006	継続	指定等文化財の管理支援 指定等文化財の保存管理経費に補助を行い、所有者の継続的な保存管理を支援します。	◎	●	●	○	○					○	○					
II-007	継続	地域文化継承支援事業の推進 地域で伝えられてきた伝統文化や伝統芸能の継承、あるいは地域史編さんに必要な技術的・財政的支援を行います。	◎	○	○						●				○			
II-008	継続	天然記念物ハナノキの樹勢回復保全事業 天然記念物南花沢、北花沢のハナノキの樹勢を回復し保存を図ります。	◎		○						●			○	△			
II-009	新規	埋蔵文化財センターの機能強化 発掘調査遺跡出土品を収蔵する埋蔵文化財センターを改修し、文化財の保存機能及び活動拠点としての強化を図ります。	◎		○		○				●			○	△			
II-010	新規	文化財説明看板の設置・改修 来訪者が文化財の価値と魅力を感じられるよう、文化財説明看板の設置・改修を推進します。	◎	○	○		○							○	△	△	△	整備件数
II-011	新規	史跡雪野山古墳山頂説明施設整備 雪野山山頂にある史跡雪野山古墳墳丘上に、竪穴式石室の埋葬状況を示す表示設備を設置します。	◎								●			○	△			
II-012	新規	重文景活動拠点整備 重要文化的景観「伊庭内湖の農村景観」の重要構成要素建造物を、活動拠点・ガイダンス拠点として活用できるように整備します。	●	◎	◎	●	●							○	○	△	○	文化的景観 保存整備件 数
II-013	新規	ふるさと文化財の森活用推進事業 所有者が文化財修理の用材林としてのふるさと文化財の森を適正に管理できるように、活動を支援します。	○	◎	○		○							○	○	△	△	

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)

計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。

→ は基点以降完了までの期間。 ↔ は両矢印の期間内に終わるものを指します。

財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

【ひとつづくりに関する取組】

重点的な取組

II-014 選定地区保存活用団体の育成及び活動支援						
継続／新規	新規					
事業概要	重要文化的景観伊庭内湖の農村景観、重要伝統的建造物群五個荘金堂伝統的建造物群保存地区内で活動する保存活用団体の育成及び活動支援を行います。					
取組主体	行政	◎	所有者	○	地域	○
	民間		市民団体	○	専門家	
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	市費、団体費等、民間					
K P I						

II-015 無形の民俗文化財保存団体の活動支援						
継続／新規	継続					
事業概要	継承が困難になりつつある無形の民俗文化財(近江のケンケト祭り長刀振り、市辺の裸祭り等)保存団体の活動支援、人材育成支援を行います。					
取組主体	行政	◎	所有者	○	地域	○
	民間		市民団体	●	専門家	○
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	市費、国・県補助、団体費等、民間					
K P I						

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				K P I	
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間		
									前期	後期							
II-016	継続	保存継承支援 文化財所有者や文化財保存団体が 行う後継者育成等の保存継承事業 に対し活動支援を行います。	◎	○	○		●	○				→	○				
II-017	新規	文化財保存技術保持者の継承支援 商工労働部局と協力し、文化財保 存技術保持者の活動支援を行うと ともに、後継者育成等による技術 継承についても支援します。	◎	◎	○	○		○			→	○	△		△		
II-018	新規	文化財保護指導員の養成 文化財パトロールや保存・活用 に対するアドバイスを行う文化財保 護指導員を養成します。	◎	○	○			○			→	○	○	△	△		指導員登録 数

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)

計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。

→ は基点以降完了までの期間。↔ は両矢印の期間内に終わるものを指します。

財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

【組織・体制に関する取組】

重点的な取組

II-019 東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・運営						
継続／新規	新規					
事業概要	東近江市文化財保存活用地域計画に係る協議や調整、進捗管理を行う機関として、行政及び地域、文化財所有者、専門家等で組織する東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会を設置・運営する					
取組主体	行政	◎	所有者	●	地域	●
	民間	●	市民団体	●	専門家	●
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	市費					
KPI						

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				KPI	
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間		
									前期	後期							
II-020	継続	文化財保護審議会の開催 本市の文化財行政全般に関わる専門機関として、文化財の指定や保存・活用について審議します。	◎														
II-021	継続	伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催 伝統的建造物群保存地区に関わる専門機関として、現状変更や整備、保存について審議します。	◎		●												
II-022	継続	文化的景観保存活用委員会の開催 重要文化的景観地区内において、重要な構成要素等の修理や整備について審議し、保存・活用の取組に対して指導・助言します。	◎		●												
II-023	新規	財源確保のための取組推進 文化財所有者の経済的負担を軽減するため、各種補助金制度の研究、ふるさと納税、クラウドファンディング等、新たな財源確保について取り組みます。	◎														
II-024	新規	文化財保存活用支援団体の認定 多様な文化財の保存・活用の取り組みを推進するため、文化財保護法に定める文化財保存活用支援団体の認定を図ります。	◎														認定数
II-025	継続	伝建地区まちなみ相談 伝建地区内における建物の修理・修景に関する問い合わせを受け付け、まちなみ保存の推進に努めます。	◎		○												相談件数

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)

計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。

→ は基点以降完了までの期間。 ←→ は両矢印の期間内に終わるものを指します。

財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

Ⅲ 連携・協働による活用の推進に関する取組

連携・協働による活用の推進では、「活用」、「ひとづくり」、「組織・体制」の3つの方針から取り組みます。

活用では、特産品開発や体験コンテンツ作成を行うなど観光振興を図るとともに、福祉や教育支援、所有者や地域が行う文化活動支援に努めます。併せて、文化財誘導看板を設置するなど環境整備を進めます。ひとづくりでは、観光ボランティアや文化財サポーターの育成を図り、彼らと協力しながら適切な文化財の活用を推進します。また、組織・体制では、庁内体制の構築や博物館ネットワークの拡充、民間団体との連携を図ります。

【活用に関する取組】

重点的な取組

Ⅲ-001 特別史跡安土城跡の公開活用の推進						
継続／新規	新規					
事業概要	市境に位置する特別史跡安土城跡を、管理団体である滋賀県と隣接する近江八幡市と連携して整備し、安土城跡の公開・活用を推進します。					
取組主体	行政	◎	所有者	●	地域	○
	民間	○	市民団体	○	専門家	◎
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	国・県補助、市費					
KPI						

Ⅲ-002 地域文化財活用事業支援						
継続／新規	継続					
事業概要	まちづくり協議会や各種文化団体、自治会等が開催する文化財関連事業に対し、資料の貸出しや講師派遣等を行い、地域の文化財活用事業を支援します。					
取組主体	行政	○	所有者	◎	地域	◎
	民間	○	市民団体	○	専門家	●
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	市費					
KPI	事業実施回数					

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				KPI		
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間			
									前期	後期								
Ⅲ-003	新規	文化財を活用した観光資源開発 観光部局・関係団体と連携し、文化財を活用したツアーや特産品の開発を行い、観光振興を図ります。	○	○	○	◎	○	●										開発件数

III-004	継続	歴史文化体験コンテンツの作成 触れる・感じる・使う体験を通して、文化財へ興味や関心をもってもらえるよう、文化財を活用した体験コンテンツの作成に取り組みます。	◎	●	●	○	○	○												取組回数	
III-005	継続	博物館資料のデジタルアーカイブ化 博物館資料のデジタル化を進め、一次資料の保存を図るとともに、更なる活用を推進します。	◎					●												資料のデジタル化件数	
III-006	新規	安土築城450年祭に向けた観光コンテンツの充実 令和8年度に迎える安土城築城450周年に向け、滋賀県や関係市町と協力して特別史跡安土城跡を活用した観光促進に取り組みます。	◎	●	○	○	○	●													
III-007	新規	先端技術活用による文化財の理解促進手段の作成、活用 超高精細画像や360度映像等を利用したコンテンツの発信と来訪者誘引コンテンツを作成します。	◎	○	○	○	●														
III-008	継続	文化財を活用した高齢者福祉支援 社会福祉団体等と共同して、博物館資料(民具)を使った高齢者・社会福祉活動を支援します。	◎		○	●														貸出回数	
III-009	継続	博物館・埋蔵文化財センター普及啓発事業 文化財の展示公開、講演会等を通して、本市の歴史文化の普及啓発に努めます。(民具体験、火起こし・勾玉づくり等)	◎		○	○	●	○													講座の開催回数
III-010	継続	学校学習支援 小中学校の受け入れ(むかしの暮らし体験・埋文体験教室)や講師の派遣等、教育現場における学習支援を推進します。	◎		○																参加者数
III-011	新規	埋蔵文化財包蔵地・史跡分布地図の作成 埋蔵文化財包蔵地や史跡を明示した地図を作成し、埋蔵文化財の周知と普及啓発を図ります。	◎	○	○	○															
III-012	継続	文化財年報の刊行 文化財の保存・活用の取組をまとめ、市民の文化財保存と活用への理解を促進します。	◎	○	○	○	●														
III-013	継続	文化財サインの整備 観光部局と連携し、幹線道路や主要駅、公共機関等からの文化財誘導案内の整備・多言語化を推進します。	◎	○	○	○															

【組織・体制に関する取組】

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体					計画期間			財源				K P I		
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等		民間	
									前期	後期							
III-019	継続	民間団体との連携強化 市内で活動する民間団体とより一層連携を深め、市内文化財の保存活用に関する取組を推進します。	◎		○												参加者数
III-020	新規	東近江市博物館構想に基づく博物館ネットワークの整備・充実 本市の歴史文化を効率的かつ効果的に発信できるよう、博物館構想に基づいたネットワークの整備・構築を図ります。	◎		○	●	○	●	←→			○				△	
III-021	継続	横断的な庁内体制の構築 文化財の保存活用の取組を全庁的に推進すべく、歴史文化振興課及び関係部署を交えた横断的な推進体制を構築します。	◎		○												

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)

計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。

→ は基点以降完了までの期間。←→ は両矢印の期間内に終わるものを指します。

財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

IV 文化財を生かしたまちづくりの実践に関する取組

文化財を生かしたまちづくりを推進するため、「活用」、「ひとづくり」、「組織・体制」、「情報発信」の4つの方針から取り組みます。

活用では、地域が主催する文化活動への支援を行うとともに、管理が難しくなった文化財建造物を地元で維持・活用できるよう、関係課と協力しながら対策を検討します。また、ひとづくりでは、地域で活動を続ける保存活用団体への技術支援を行い、組織・体制では東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会の運営及び庁内体制の構築を進め、文化財を活用した地域づくりに努めます。さらに、情報発信では、ホームページやSNS等多様な伝達手法を用いて文化財に関わる様々な情報を発信し、地域の文化情報発信を推進します。

【活用に関する取組】

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				K P I	
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間		
									前期	後期							
IV-001	新規	建造物活用推進 空き家対策事業と連動し、空き家となった建造物を地域で適切に管理・活用できるよう対策を検討します。	●	◎	◎	◎	○	○				→	○	△	△	△	
IV-002	継続	(再掲)文化財を活用した高齢者福祉支援	◎		○		●					→	○				貸出回数
IV-003	継続	(再掲)地域文化財活用事業支援	○	◎	◎	○	○	●				→	○				

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)

計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。

→ は基点以降完了までの期間。↔ は両矢印の期間内に終わるものを指します。

財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

【ひとづくりに関する取組】

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				K P I	
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間		
									前期	後期							
IV-004	新規	(再掲)選定地区保存活用団体の育成及び活動支援	◎	○	○		○					→	○		○	△	
IV-005	継続	(再掲)無形の民俗文化財保存団体の活動支援	◎	○	○		●	○				→	○	○	○	△	

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)

計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。

→ は基点以降完了までの期間。↔ は両矢印の期間内に終わるものを指します。

財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

【組織・体制に関する取組】

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				K P I	
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間		
									前期	後期							
IV-006	新規	(再掲) 東近江市文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・運営	◎	●	●	●	●	●				→	○	△			
IV-007	継続	(再掲) 横断的な庁内体制の構築	◎		○							→	○				

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)
 計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。
 → は基点以降完了までの期間。 ↔ は両矢印の期間内に終わるものを指します。
 財 源：○(主な予算)、△(補助予算)

【情報発信に関する取組】

重点的な取組

IV-008 文化情報発信の充実						
継続／新規	継続					
事業概要	本市の多種多様な文化財を広く周知・公開できるよう、ホームページやSNS等を活用した情報発信を充実します。					
取組主体	行政	◎	所有者	○	地域	
	民間		市民団体		専門家	
計画期間	今期			次期		
	前期		後期			
	→					
財源	市費、国・県補助					
K P I						

通常の取組

No	継続／新規	取組の名称と概要	取組主体						計画期間			財源				K P I	
			行政	所有者等	地域	民間	市民団体	専門家	今期		次期	市費	国県補助	団体費等	民間		
									前期	後期							
IV-009	継続	博物館等による文化財情報の提供 市内博物館において文化財を公開・展示するなど、本市の歴史文化に触れられる機会を提供します。	◎	●	●		○	○				→	○	△	△	△	企画展の開催回数

取組主体：◎(主体)、●(協働)、○(協力)
 計画期間：前期(令和6年度～7年度)、後期(令和8年度～12年度)とし、令和13年度以降は次期とします。
 → は基点以降完了までの期間。 ↔ は両矢印の期間内に終わるものを指します。
 財 源：○(主な予算)、△(補助予算)